

大津市視覚障害者点字新聞購読料助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、点字新聞による情報取得が必要な視覚障害者に対し、点字新聞の購読料の一部を助成することにより、視覚障害者の情報取得を支援するとともに、障害者の社会参加を促進し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱に基づく助成金の交付対象者は、市内に居住する者であって、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、視覚障害である者（その者が18歳未満である場合は、その者を扶養する者）とする。

(助成対象経費等)

第3条 助成の対象経費は、年間を通じて週刊等により定期的に発行される点字新聞の購読料とし、交付申請のあった日から当該日の属する会計年度の3月31日までの購読料とする。

2 前項の規定にかかわらず、前年度から継続して助成の対象となる点字新聞を購読している場合であって、4月中に助成金の交付申請があった場合は、4月1日からの購読料を対象経費とする。

(助成額)

第4条 助成の額は、1年度、1世帯につき、助成の対象となる点字新聞購読料のうち、6,000円を超える額とし、14,000円を限度とする。

(交付申請書)

第5条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により、市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市視覚障害者点字新聞購読料助成金交付申請書（様式第1号）とし、点字新聞の購読を証する書類を添付しなければならない。

(決定通知書)

第6条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市視覚障害者点字新聞購読料助成金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市視覚障害者点字新聞購読料助成金交付申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

(実績報告書)

第7条 規則第14条の規定により、市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市視覚障害者点字新聞購読料助成金実績報告書（様式第4号）とし、点字新聞購読料の支払を証する書類を添付しなければならない。

(確定通知書)

第8条 規則第15条の規定による通知は、大津市視覚障害者点字新聞購読料助成金確定通知書（様式第5号）により行うものとする。

(交付請求書)

第9条 規則第18条第1項の規定により、市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市視覚障害者点字新聞購読料助成金交付請求書（様式第6号）とする。

(取消通知書)

第10条 規則第19条第1項の規定による通知は、大津市視覚障害者点字新聞購読料助成金交付決定取消通知書（様式第7号）により行うものとする。

(返還通知書)

第11条 規則第20条の規定による通知は、大津市視覚障害者点字新聞購読料助成金返還通知書(様式第8号)により行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 第3条第1項の規定に関わらず、平成13年度においては、10月中に助成金の交付申請があった場合は、10月1日からの点字新聞購読料を助成対象経費とする。